

給与所得者異動届出書の記入例3 (新しい勤務先で特別徴収を継続する場合)

税額決定通知書に記載されている指定番号 (5か9で始まる7桁の番号) を記入してください。

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

1. 現年度	特別徴収義務者指定番号		5000000	※市町村ごとに異なります
※市処理欄	宛名番号			
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	総務課・人事労務係		
	氏名	総務太郎		
	電話	000-000-0000 (内線 111)		
異動の事由	1. 退職	2. 転勤	3. 合併	4. 休職
	5. 長期欠勤	6. 死亡	7. 会社解散	8. 住所誤報
異動年月日	令和〇年 1月31日			
異動後の未徴収税額の徴収	1. 特別徴収継続		退職した年の1月から退職時までの給与支払額	
	2. 一括徴収 (1月以降は必須)		控除社会保険料額	
	3. 普通徴収		理由	

1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。

転勤などにより新しい勤務先で引き続き特別徴収をする場合は「1. 特別徴収継続」を選択してください。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定			相続人の氏名等	
	徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計	氏名	続柄
1. 異動が 年 12 月 までで、申出があったため ( 月 日申出)					
2. 異動が 年 1 月の希望					

幸手市の指定番号がある場合は指定番号を記入してください。

転勤などにより新しい勤務先で特別徴収を継続する場合は、給与支払者の名称、所在地、電話番号等を記入してください。転勤元から月割額の連絡を受けているときは月割額と徴収開始月、納入書の要否を必ず記入してください。

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)		課・係	人事課	新しい勤務先では
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒 987-6543 ☆☆県◇◇市▽▽1234番地	氏名	埜川 玉美	月割額 16,100 円を
フリガナ	カブシキガイシャ バツバツショウジ	氏名	埜川 玉美	1月分から徴収し、納入します。
氏名又は名称	株式会社 ××商事	電話	0000-00-0000 (内線 222)	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。
代表者の職氏名	納税 二郎	電話	0000-00-0000 (内線 222)	納入書 要・不要

【提出先】 〒340-0192 埼玉県幸手市東4丁目6番8号 幸手市役所総務部税務課市民税担当

御注意

1. 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収税額通知書を送付する場合は、「給与所得者」の欄に「給与所得者」と記載し、「給与支払者」の欄に「給与支払者」と記載してください。

2. 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収税額通知書を送付しない場合は、「給与所得者」の欄に「給与所得者」と記載し、「給与支払者」の欄に「給与支払者」と記載し、「給与支払者」の欄に「給与支払者」と記載してください。

3. 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収税額通知書を送付しない場合は、「給与所得者」の欄に「給与所得者」と記載し、「給与支払者」の欄に「給与支払者」と記載し、「給与支払者」の欄に「給与支払者」と記載してください。

4. 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収税額通知書を送付しない場合は、「給与所得者」の欄に「給与所得者」と記載し、「給与支払者」の欄に「給与支払者」と記載し、「給与支払者」の欄に「給与支払者」と記載してください。